

会議名	事故防止対策会議				作成日	2020年7月18日	
日時	2020年7月14日	10:00	～	11:10	作成者(回覧時戻り)	指導員	
			～		場所	東光台営業所	
テーマ	コロナウイルス感染防止への取組			資料	別紙		
	夏の交通事故防止県民運動						
	基本13項目						
	法改正について						
	その他						
出席者 および回 覧範囲	管理	2名			確認印		
	乗務員	11名			委員長	チーフ	
	外部指導員	2名					
議事	1、コロナウイルス感染防止への取組(ガイドラインの遵守)						
	(1)運転手と乗客との間に透明シート等による仕切りを設ける。						
	(2)必要に応じ、人数制限を設ける。						
	(3)社会的距離の確保(2メートル以上(最低1メートル))						
	(4)消毒液の設置、複数の利用者が使用するものの定期的消毒の徹底。						
	(5)従業員及び来客者へのマスク着用や手洗いの徹底。						
	(6)換気の徹底						
	◎バス協会から(貸切について)						
	・手荷物の受け渡し等におけるマスク、手袋の着用						
	・外気換気モードによるエアコンの使用						
	・車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は極力控えて頂くこと。						
	・カラオケの利用及びサロン席での飲食、歓談は、原則として禁止頂くこと						
	・ゴミは、エチケット袋に入れ原則として持ち帰っていただく						
◎乗務員の健康管理							
備考							

会議名	事故防止対策会議	日時	2020年7月14日
議事	・朝夕2回の検温、発熱・息苦しさ・だるさ・味覚・嗅覚異常がある場合速やかな連絡		
	2、夏の交通事故防止県民運動(7月20日～7月31日)		
	(1)歩行者(特に子供と高齢者)の保護		
	・横断歩道があるところでは減速し、歩行者がいる場合は一時停止		
	・夜間、先行者や対向車がない時は、ライトを上向きに切り替えましょう		
	(2)飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止		
	・飲酒運転やスピードの出しすぎ、過労運転などの危険運転は、重大事故に直結します		
	・過労が蓄積した状態での運転は注意力が散漫になり思わぬ危険を招きます。2時間に1回は休憩をとりましょう。		
	(3)自転車の安全利用の促進		
	3、基本13項目		
	(1)バスの構造上の特性		
	・死角に隠れた危険⇒車体が大きいため死角が大きい、側方、特に前方(直前)に注意する。		
	ミラーと目視で確認		
	・車高の高さを意識する⇒標識を見落とさないようにする		
	・バック時は誘導を依頼し慎重にバックする⇒死角・内輪差・外輪差に注意し無理をしない、目視とバックモニターで再確認		
	(2)乗車中の旅客の安全確保		
	・車内アナウンスを活用し車内事故防止		
	・シートベルト着用の徹底⇒出発時に着用を促す		
	・カーブでは遠心力を意識する⇒カーブ手前で減速し、ゆるやかなハンドル操作をする		
	(3)ドライブレコーダーを利用した安全運転		
	・ヒヤリハット事例の自己申告を増やす⇒自分の運転を見直す		
	4、法改正について		
	(1)あおり運転厳罰化		
・妨害運転(交通の危険のおそれ)			
・妨害運転(著しい交通n危険)			
⇒思いやり・譲り合いの運転 ⇒ドライブレコーダー取り付け促進			

会議名	事故防止対策会議	日時	2020年7月14日
議事			
	欠席者へのフォローアップ		
	7月15日 市川・吉田		